

平成30年7月9日

問い合わせ先	環境局業務部業務第一課	504-2219
--------	-------------	----------

被災者支援策における被災ごみ対応

1 家庭内の被災ごみについて

(1) 被災ごみの収集について

現在、ごみ収集車が入ることができない被災地で、ごみステーションの使用が可能な地区はごみステーションに、ごみステーションの使用が困難な地区はご自宅の前に被災ごみをお出しのうえ、もよりの環境事業所へご連絡ください。道路事情が回復次第、回収してまいります。

なお、ごみの排出が困難な場合は排出支援を行いますので、このことについても、もよりの環境事業所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

中環境事業所（中区・東区所管）	TEL 241-0779
南環境事業所（南区所管）	TEL 286-9790
西環境事業所（西区所管）	TEL 277-6404
安佐南環境事業所（安佐南区所管）	TEL 848-3320
安佐北環境事業所（安佐北区所管）	TEL 814-7884
安芸環境事業所（安芸区所管）	TEL 884-0322
佐伯区環境事業所（佐伯区所管）	TEL 922-9211

(2) ごみ処理施設への自己搬入が可能な場合について

自己搬入する場合は、ごみの種類により、次の施設へ搬入してください。受入時間等については各施設へお問い合わせください。

不燃ごみ	玖谷埋立地	TEL 838-2346
可燃ごみ	中工場	TEL 249-8517
	南工場	TEL 285-6690
	安佐南工場	TEL 848-1114
	安佐北工場	TEL 815-1881
大型ごみ	大型ごみ破砕処理施設	TEL 848-1114（安佐南工場と同一敷地）

※ 家電リサイクル法対象機器（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）及びパソコンについては、被災ごみに限り、「大型ごみ破砕処理施設」に搬入できます。なお、後日「り災証明書」を提出（郵送等）していただきます。

2 事業ごみの収集について

事業ごみは、これまで委託している許可業者へ依頼してください。